

十日町市特別の理由による任意予防接種費用の助成のお知らせ

骨髄移植手術等により定期予防接種で得た免疫を失った子どもへの
再接種費用を助成します。

対象者

次のすべての要件を満たす方

- ① 骨髄移植手術などにより、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと主治医に判断された方
- ② 予防接種の再接種を受ける日において、十日町市に住民登録のある方
- ③ 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、定期接種の規定により接種してあること

助成の対象となる予防接種

次のすべてに該当するもの

- ① 定期予防接種A類のワクチン
- ② ①の予防接種のうち、四種混合・BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌については下記の年齢に達するまで、そのほかの予防接種は20歳に達するまでの間の接種であること

- ◆四種混合（ジフテリア・百日咳・ポリオ・破傷風）：15歳
- ◆BCG（結核）：4歳
- ◆ヒブ：10歳
- ◆小児用肺炎球菌：6歳

助成金額

予防接種にかかった費用。

ただし、社団法人新潟県医師会との広域的個別予防接種委託契約金額を上限とします。

<お問合せ・申請先>

〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市役所市民福祉部

健康づくり推進課母子保健係（予防接種担当）

☎025-757-9759 FAX025-757-3800

裏面もあります

手続きの流れ

1 再接種前の手続き

- ①再接種を受ける前に、健康づくり推進課（窓口⑩番）へご相談ください。
- ②健康づくり推進課から「特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定申請書」と「特別の理由による任意予防接種費用助成対象者該当理由書」をお渡しします。
- ③申請書に必要事項を記入してください。理由書は、主治医から必要事項を記入していただってください。
- ④申請書と理由書に、母子健康手帳または接種歴が確認できるものの写しを添えて健康づくり推進課へ提出してください。

2 助成認定

申請を受付後、助成の認定を行い「特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定書」を発行し送付します。

3 再接種・費用支払い

認定書を受け取った後、医療機関で再接種を受けます。接種費用については、一旦医療機関にお支払いください。接種後、医療機関から次のものを受領してください。

- ・領収書（接種した予防接種の種類及び単価がわかるもの）
- ・予診票（写し可）

4 接種費用の助成申請

事前申請した予防接種の再接種日から6か月以内に、次の書類を十日町市役所健康づくり推進課（窓口⑩番）に提出してください。＜郵送も可＞

- ①特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書
- ②認定書の写し
- ③領収書原本（接種対象者の氏名、接種日、ワクチン名、料金、医療機関名が記載されているもの）
- ④予診票（写し可。接種した医療機関から受け取ってください）
- ⑤窓口申請の場合は、振込先金融機関の通帳と印鑑（認印）
郵送申請の場合は、振込先金融機関通帳の銀行名・支店・口座番号・口座名義人氏名が記載されているページの写し

5 助成金の交付決定・支給

申請を受付後、助成金交付の審査を行い、「特別の理由による任意予防接種費用助成金交付決定通知書」を発行し送付します。その後、助成金を支給します。